

物品売払費積算書

次のとおり積算する。

売払い物品	植物性廃食用油売払い（単価契約） 予定数量:20,000リットル
引渡場所	豊田市高町ほか地内
引渡期限	令和9年3月31日

単価契約区分	単価契約
消費税率	10%

※上段は変更前積算、下段は変更後積算を表示

	名称	規格等	予定数量	数量 単位	積算単価	積算金額	積算摘要	前回 数量	数量 単位	前回金額
1	植物性廃食用油	植物性廃食用油	20,000	L						

植物性廃食用油売払い（単価契約）に関する仕様書

1 目的

本契約は、豊田市（以下「甲」という。）がリサイクルステーションにおいて市民から回収した使用済み植物性廃食用油（以下「植物性廃食用油」という。）を、当該物品の選別・リサイクルの処理能力を持つ受注者（以下「乙」という。）に売り払うことで、植物性廃食用油の循環利用を推進することを目的とする。

なお、豊田市物品売払い契約約款と本仕様書が異なる場合は、本仕様書の定めを優先する。

2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

3 売払い物品

植物性廃食用油

4 売払い予定数量

20,000L/年

※売払い数量に変動があった場合も売払単価は変更しない。

5 売払い場所

別紙1「植物性廃食用油回収リサイクルステーション一覧」のとおり

6 リサイクルステーションからの回収及び計量方法

(1) 乙は、別紙1に定めるリサイクルステーションから、週1回程度の頻度で、植物性廃食用油を市民が持ち込んだ容器ごと回収する。

※回収する曜日は土曜日、日曜日を除く、甲が指定する日とする。

(2) 乙は、(1)で回収した植物性廃食用油を乙の施設において、移し替え、各リサイクルステーションの回収量ごとに計量する。

7 所有権の移転

売払い物品にかかる所有権の移転は、豊田市物品売払い契約約款第4条及び第5条の規定にかかわらず、本仕様書第5条に記載のリサイクルステーションからの回収後、甲から乙に移転するものとする。

8 報告

乙は、月ごとに月末日を整理日として、整理日から10日経過する日までに、回収日と回収量を記載した一覧に計量票を添付して、甲へ報告するものとする。

また、甲から求められた場合、乙の回収した植物性廃食用油がどのようにリサイクルされているか、甲に対して報告すること。

9 売払い代金の支払方法

売払い代金は、下記による方法で支払うこと。

- (1) 乙は月ごとに月末日を整理日として、回収量を確定すること。
- (2) 甲は乙の報告により、納入通知書を乙に送付し、乙は、甲の指定する方法で支払うものとする。
- (3) 納入金額^{※1}の算定は、下記のとおりとする。

1L当たりの単価（税抜き）×回収量^{※2}×（1+消費税率）

※1 納入する金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

※2 容器の重量を差し引くこと。

10 その他

- (1) 植物性廃食用油を資源として引き取ること。
- (2) 乙は受注内容を実施するに当たり生じた従業員の災害について、全責任を持つものとし、理由の如何を問わず、甲は責任を負わないものとする。ただし、甲の責任において生じた場合は除く。
- (3) 乙が甲の備品を亡失、破損等した場合は、乙はその責任を負うものとする。
- (4) 売り払い場所から回収した後の再生工程にて発生した廃棄物については、乙の責任において適切に処分すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

別紙 1 植物性廃食用油回収リサイクルステーション一覧

	名称	住所
1	高町リサイクルステーション	豊田市高町東山 8-2
2	広路町リサイクルステーション	豊田市松ヶ枝町 1-8-1
3	土橋町リサイクルステーション	豊田市土橋町 1-54
4	御幸本町リサイクルステーション	豊田市御幸本町 2-203-7
5	大林町リサイクルステーション	豊田市大林町 11-8-2
6	渡刈町リサイクルステーション	豊田市渡刈町大明神 55-6
7	若林東町リサイクルステーション	豊田市若林東町上外根 37-1
8	西中山町リサイクルステーション	豊田市西中山町道貝 73-1
9	四郷町リサイクルステーション	豊田市四郷町森前南 12-1
10	貝津町リサイクルステーション	豊田市貝津町西向畑 4-2

※売払い場所に変更（追加、減少）があった場合も売払単価は変更しない。